

## 1 七尾市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏名	所属団体名等
1	荒 卷 雅 博	七尾市小中学校長会
2	稲 田 ソト子	七尾市民生委員児童委員協議会
3	岡 馬 和 久	能登鹿北商工会
4	釜 土 達 雄	石川県私立幼稚園協会七尾支部
5	櫻 井 定 宗	七尾市法人立保育園連絡協議会
6	佐々木 弘 明	学識者
7	菅 原 暢 也	石川県七尾児童相談所
8	瀧 惠美子	市民代表
9	中 出 信 行	七尾市PTA連合会
10	松 井 光 江	市民代表
11	山 崎 省 行	一般社団法人七尾市医師会
12	山 田 壽 一	七尾市地区社会福祉協議会連合会
13	山 本 美紀夫	石川県立七尾特別支援学校
14	湯 谷 幹 恵	石川県能登中部保健福祉センター
15	米 村 正 勝	七尾鹿島保護区保護司会

## 2 計画策定までの経緯

年 月 日	事 項
平成25年 8月 8日	第1回七尾市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援新制度の概要について (2) 七尾市の現状について (3) ニーズ調査について
10月31日	第2回七尾市子ども・子育て会議 (1) ニーズ調査票の項目について
12月 4日 ～ 12月13日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施
平成26年 3月27日	第3回七尾市子ども・子育て会議 (1) ニーズ調査票結果の概要について (2) 子ども・子育て支援事業計画の構成について (3) 教育・保育の提供区域について (4) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
8月27日	第4回七尾市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策について (2) 子ども・子育て支援事業計画の基本理念等について
11月19日	第5回七尾市子ども・子育て会議 (1) 保育の必要性の認定について (2) 量の見込み及び確保方策について (3) 七尾市子ども・子育て支援事業計画素案について
12月18日	第6回七尾市子ども・子育て会議 (1) 七尾市子ども・子育て支援事業計画（案）について
平成27年 1月22日 ～ 2月 5日	パブリックコメントの実施
2月 9日	第7回七尾市子ども・子育て会議 (1) 七尾市子ども・子育て支援事業計画（案）について
2月20日	七尾市健康福祉審議会から市長へ答申

### 3 用語説明

#### あ

##### 【赤ちゃんの駅】

市内児童福祉施設等の子育て家庭が利用する施設において、授乳やおむつ替え等ができるものを設置すること。

##### 【赤ちゃんふれあい教室】

小学校において、児童生徒と赤ちゃんのふれあいを通して、思いやりの心やコミュニケーション能力、命の大切さを学ぶこと。

##### 【一時預かり】

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するため、主として昼間において、児童を一時的に預かること。

##### 【延長保育】

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間（保育標準時間の11時間及び保育短時間の8時間）を超えて保育を行うこと。

#### か

##### 【家庭的保育】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行うもの。

##### 【教育・保育施設】

認定こども園法第二条第六項に規定する「認定こども園」、学校教育法第一条に規定する「幼稚園」及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する「保育所」のこと。

##### 【子ども・子育て関連3法】

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

##### 【子ども・子育て支援】

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援のこと。

##### 【子育て応援サービス券】

出生児の保護者に対して、一時預かり、病児・病後児保育、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部として利用できる子育て応援サービス券を支給するもの。

##### 【子育て支援コーディネーター】

子育て支援に関する情報を一元的に把握し、ニーズに対応して提供する専門家である子育て支援コーディネーターを子育て支援センターや認定こども園、保育園などに配置し、家庭での保育サービスを計画的かつ継続的に利用できるように子育て支援プランを策定するもの。

## さ

### 【事業所内保育】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行うもの。

### 【施設型給付】

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付をすること。（法第11条）

### 【市町村子ども・子育て支援事業計画】

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成するもの。

### 【市町村等が設置する「子ども・子育て会議」】

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく市町村における「審議会その他合議制の機関」のこと。

### 【実費徴収に係る補足給付を行う事業】

保護者の属する世帯の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成するもの。

### 【児童手当】

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前までの子どもを養育している方に手当を支給するもの。

### 【児童扶養手当】

離婚などにより、父又は母と同一生計にない児童を養育しているひとり親家庭等の養育者に児童扶養手当を支給するもの。

### 【小規模保育】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行うもの。（法第7条）

### 【小児休日当番医】

医師会等の協力のもと、市内小児科医の輪番制により休日の小児救急医療体制を確保するもの。

### 【ショートステイ（子育て短期支援事業）】

保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする場合等に一定期間、養育・保護を行うこと。

### 【健やか児療育連絡会】

健やか児（障害児）や気になる子等の健やかな成長を願い、特別な配慮を必要とするケースについて、定期的に多種職の専門機関が集まり、指導内容や就学問題等を検討すること。

## た

### 【地域型保育事業】

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行うもの。

### 【地域子育て支援拠点事業】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの。

#### 【地域子ども子育て支援事業】

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等のこと。

#### 【多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業】

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行うもの。

#### 【トワイライトステイ（夜間養護等事業）】

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行うこと。

## な

#### 【乳児家庭全戸訪問】

生後2か月の乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、育児、子育て支援に関する情報提供や母子の健康状態、養育環境等の把握を行うこと。

#### 【認定こども園】

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があり、「保護者が働いている・いない」に関わらず利用できるもの。

#### 【妊婦健康診査】

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査（診察、計測、各種検査を実施するとともに必要に応じて、保健指導を行う。）を実施する費用を助成すること。

## は

#### 【ピュアキッズスクール】

警察署の協力のもと、小学校・中学校で行う、「やっていいこと、悪いこと」を自分で考えながら、社会のルールを守って行動できるようになるための授業のこと。

#### 【病児・病後児保育】

保護者が就労しているなど、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的に保育すること。

#### 【ファミリー・サポート・センター】

子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設立し、相互援助活動の連絡・調整等を行うこと。

#### 【ブックスタート】

生後3～4か月の乳児とその保護者に絵本等を配布し、乳児の言葉と心を育むとともに、育児を楽しむ機会を提供すること。

#### 【ブックリスト】

生後1歳6か月の幼児とその保護者に子どもの成長段階に応じた幼児向けのブックリストを作成・配布すること。

## 【保育園】

保護者が労働や病気などのため、保育できない乳幼児を保護者に代わって保育する施設のこと。

## 【保育の必要性の認定】

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みのこと。

### 【参考】認定区分

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

## 【放課後児童クラブ】

就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学生の児童に対して、適正な遊び場及び生活の場を提供し、健全に育成すること。

## 【ポーター教室】

発達障害児のための早期教育プログラムを行うこと。

## ま

## 【みらい子育てネット】

「まちの子はみんなわが子」を合い言葉に子どもたちの健全育成を願って、地域ぐるみでボランティア活動をするもの。

## や

## 【養育支援訪問】

養育支援が必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保すること。

## 【幼稚園】

満3歳から小学校就学までの幼児期の教育を行う教育施設のこと。

## 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

在園児を対象とした通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）すること。

## 【要保護児童対策地域協議会】

虐待をうけている児童の早期発見や要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関からなる協議会において、情報の共有と適切な連携を行うことで虐待への対応を迅速かつ組織的に行うもの。

## 【幼保連携型認定こども園】

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管するもの。

---

---

**七尾市子ども・子育て支援事業計画**

平成27年3月

七尾市福祉健康部 子育て支援課  
〒926-0046 七尾市神明町1番地  
TEL(0767)53-8419 FAX(0767)53-1052

---

---